

# 令和3年4月定例教育委員会会議録

1. 開催日時 : 令和3年4月28日(水) 10時30分から11時45分まで

2. 会 場 : 白杵市役所 白杵庁舎3階 301会議室

3. 出席委員 : 教育長 安東 雅幸  
教育長職務代理者 神田 岳委  
委 員 安東 鉄男  
委 員 村上 睦美  
委 員 佐藤 寛倫

4. 出席職員 : 教育次長兼教育総務課長 後藤 誠也  
学校教育課長 後藤 徳一  
学校教育課参事 麻生 幸誠  
社会教育課長 川辺 宏一郎  
文化・文化財課長 後藤 昌二郎  
学校教育課総括課長代理 安藤 隆文  
学校教育課総括課長代理 阿南 哲也  
文化・文化財課総括課長代理 神田 高士  
文化・文化財課課長代理 東 貴則  
教育総務課課長代理 亀井 寛美  
教育総務課主幹 大塚 敏克  
教育総務課主査 足立 佐紀

5. 傍聴人 : 無し

## 1. 開会宣言

(事務局)

開会に先立ち、本日の出席者の報告を行います。本日、欠席者0名で、出席者が過半数に達しましたので、白杵市教育委員会会議規則第3条の規定により本会は成立となりました。以上、報告いたします。

(教育長)

これより、白杵市教育委員会、令和3年4月定例会を開会いたします。本日の委員会の会期は、本日限りいたします。次に、会議録署名委員に、神田委員と安東委員の2名を指名いたします。

今回の日程のうち、3・協議事項のうち、「報告第4号」の「専決処分の承認を求めることについて(教職員(小・中学校)の内申について)」を非公開としたいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項に基づき、採決を行います。賛成の委員は挙手をお願いします。

(委員 挙手あり)

(教育長)

3分の2以上の挙手がありましたので、公開しないこととします。

## 2. 教育長報告

(教育長)

それでは、「2. 教育長報告」をいたします。

先ほど行われた白杵市の第29回のコロナ対策会議におきまして、少し大分県の状況が逼迫をしているということなので、今後ゴールデンウィークに向けて少し対策を強化しようという話し合いをしたところであります。この後、教育委員会の後に、また課内会議をもちまして、関係各課のゴールデンウィーク中の行事等の再検討を行いたいというふうに思っています。

教育長報告であります。報告の前に、教育長の職務代理者につきまして、引き続き神田岳委委員にご就任を願いたいということをお願いをいたしましたのでご報告をいたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それではお手元の行事表をご覧ください。4月の行事予定表に沿って、今月の報告を行います。

1日、新採用者の宣誓式を行いまして、2日に臨時の校長・所長会をいたしました。

学校現場は、8日に始業式、9日に中学校が入学式、12日に小学校が入学式を開催いたしました。今回も来賓をお断りをするということで、教育委員の方々の出席はありませんでしたが、無事に小学校中学校とも元気な一年生が入学したという報告を受けております。

13日には野津幼稚園の入園式を開催し、午後、定例の校長・所長会を開催いたしました。

16日に亀城大学の入学式と階級式を白杵市民会館で開催いたしました。市長、教育長、社会教育課長が出席いたしました。

19日、黒島でリーフデ号の追悼献花式式典を行いました。市長と教育長が出席をいたしました。

20日ですが、昨年度自由参加になった大分県の学力定着状況調査が小学校5年生・中学校2年生で実施されましたし、あわせて白杵市は独自で「白杵っこ中1統一テスト」といいまして、小学校から中学校に上がる段階での学力調査をするということで、中学校1年生が受験いたしました。

この日、運営計画のヒアリングがありまして、今年それぞれの課が重点的に取り組む内容について市長・副市長に報告をするもので、教育委員会関係4課すべて説明をしたところであります。

それから22日は斎藤前教育長が九州の教育長協議会で、長年、臼杵市の教育に尽力されたということで表彰されました。教育長室で伝達の表彰式を行ったところであります。

午後は、学校保健関係者会議、養護教諭の先生方に集まっていたいで会議を持ちました。

24日ではありますが、オリンピックの聖火リレーが臼杵市に来まして、社会教育課がサポートする形で、県の実行委員会が実施をしましたが、無事に8区間、最後の区間はご承知の通り、山内流が臼杵川を渡るという報道で取り上げていただきました。来年の200周年に向けて少し盛り上げができたかなというふうに思っています。

25日、NHKののど自慢を予定をしていましたが、コロナウィルス感染拡大ということで中止をいたしました。

26日、4月臨時議会が開催され、今回のコロナの交付金の使途等について、議会の承認をいただいたところであります。

昨日、定例教頭会を開催いたしました。校長会と同じような内容でありましたが、4月の取組み、それから5月に向けての取組みを確認させていただいたところであります。

本日、定例教育委員会、それから午後、臼杵市教育研究協議会の総会が東中学校で行われますので、教育委員会も参加をしたいというふうに思っています。

コロナの感染拡大が懸念されていますので、総会で全体が集まらずに各教室で、三密を避けた状態で、挨拶等については放送でやるということなので、私も、特にこの連休中の子供たちの動き等々についても挨拶の中で触れて、感染防止を徹底するようにお願いしたいというふうに思っています。

以上が4月の行事予定でございます。何かご質問等ございましょうか。

(村上委員)

20日に行われた県の学力テストの結果と臼杵っ子統一テストの結果は、来月とかに出るんでしょうか。

(教育長)

学校教育課、お願いします。

(学校教育課長)

市の学力テストは1ヶ月以内に出せると思うんですけど、県の学力テストは7月に速報が出るという状況なので、詳しい結果は8月にずれ込む可能性があります。

(村上委員)

わかりました。

(教育長)

結果が出ましたら、委員さんにもお知らせしたいというふうに思っています。そのほかございましょうか。

(委員 意見無し)

(教育長)

それでは、教育長報告を終わりたいと思います。

### 3. 協議事項

(教育長)

これより「3. 協議事項」に入ります。

#### < 報告第4号 非公開 >

(教育長)

それでは、報告第5号、専決処分の承認を求めることについて、白杵市教育委員会事務決裁規程等の一部改正についての説明を教育総務課よりお願いします。

(教育総務課長)

それでは議案書の2ページ、3ページをご覧ください。報告第5号、専決処分の承認を求めることについてでございます。白杵市教育委員会事務決裁規程等の一部を改正することについて、白杵市教育長に対する事務委任規則第1条第2号の規定に基づき報告し、承認を求めます。

内容としましては、白杵市教育委員会事務決裁規程等の一部を改正する訓令で、理由については3ページに書いております。令和3年度より、学校給食課が学校教育課の方に統合されまして、組織変更を行いましたので、それに伴うものです。詳細につきましては資料の2ページ3ページにあります。お聞きいただければと思いますが、右側が現行です。今まで、学校給食課、5番の数字がついてますが、統合されたことによりまして、この項を削りまして、学校教育課の方に11番12番という形で同じ文言を追加しております。続きまして3ページ目になりますが、今まで学校給食課の文書の記号という「白教委給」というものを持っておりましたが、これも統合によりまして削除しまして、これからは学校教育課の「白教委学」という文書の記号を使用するということになります。以上で説明を終わります。

(教育長)

何かご質問等ございましょうか。組織の改編による変更ということで、報告5号についても、お認めいただけますでしょうか。

(委員 承認)

(教育長)

ありがとうございます。それでは、報告第6号、専決処分の承認を求めることについて、うすき読書のまちづくり推進委員の委嘱及び任命について、社会教育課の説明を求めます。

(社会教育課長)

社会教育課より報告いたします。議案の4ページ5ページをご覧ください。報告第6号、専決処分の承認を求めることについて説明いたします。

うすき読書のまちづくり推進委員の任命について、下記のとおり専決処分をしたので、白杵市教育長に対する事務委任規則第2条の規定に基づき報告し、承認を求めます。4ページから5ページにわたり、名簿を添付いたしております。5ページ目をご覧ください。任期については、令和3年、今年4月1日から令和8年3月31日までの5ヵ年となっております。理由につきましては、第3次白杵市子ども読書推進計画が策定され、推進と進行管理のために新たに委員を任命する必要があるためとなっております。資料編の4ページ5ページをご覧ください。4ページに推進委員の名簿、5ページに設置要綱を添付しております。以上で説明を終わります。

(教育長)

先日、第3次プランをお配りいたしました。この進捗管理をしていただくために、5年間、推進委員を委任をするというものであります。

お手元の資料には詳しい、委員さん方々の年齢や性別も記載させていただきましたが、こちらの議案の方には、年齢性別等についてはもう今回から記載をせずに、判断は資料の方でしていただくということで、公にはこちらの議案の方でやっていきたいというふうに考えます。

年齢構成、それから性別、男女比ですね、そこらあたりを見ていただいた上でお認めをいただければというふうに思っていますが、何かご意見等ございましょうか。継続の方も多い状況でした。

報告第6号についてお認めいただけますでしょうか。

(委員 承認)

(教育長)

ありがとうございます。それでは報告第7号、同じく専決処分の承認を求めることについて、白杵市総括安全衛生推進委員の委嘱について、学校教育課の説明を求めます。

(学校教育課長)

議案の6ページをお開きください。報告第7号、専決処分の承認を求めることについて、白杵市総括安全衛生推進員(学校職員産業医)を委嘱することについて、白杵市教育長に対する事務委任規則第2条の規定に基づき報告し、承認を求めるものです。

理由といたしましては、白杵市立学校職員安全衛生管理規定による委員を委嘱し、総括安全衛生推進委員会を開催する必要があるためです。産業医の方について名簿を議案にも記載していますが、資料編7ページ8ページをご覧ください。7ページには少し詳しい名簿と、学校産業医の規定について資料として8ページに掲載しています。学校教職員の健康保全等を目的として行う取組みですのでお願いします。

(教育長)

教職員の超過勤務が今、課題になっていまして、渡邊先生・植田先生については医学の見地からアドバイスをいただいたり、あと超勤が80時間を超える先生方については、産業医の先生の診察も昨年度も受けていただきましたので、昨年度から引き続き渡邊先生・植田先生をお願いをしたいということでございます。

報告第7号については承認してよろしゅうございましょうか。

(委員 承認)

(教育長)

ありがとうございます。続いて、第25号議案の、白杵市学校給食センター運営委員会規程の一部改正について、学校教育課の説明を求めます。

(学校教育課長)

議案の7ページになります。報告第25号議案、白杵市学校給食センター運営委員会規程の一部改正について、白杵市教育長に対する事務委任規則第1条第2号の規定に基づき議決を求めます。

理由といたしましては、令和3年度の組織改編に伴い、運営委員会事務局長の肩書きを変更する必要があるためです。資料編の9ページをご覧ください。資料編9ページ10ページ11ページと、白杵市学校給食センター運営委員会の規程を掲載しています。その中の11ページに変更点がありますが、これまでは右が現行でした。学校給食課があったために、学校給食課長とセンター長が兼務をしており、事務局長になっていたんですが、今後は、学校給食課と学校教育課が統合された関係で、学校給食担当課長が事務局長を担うこととなります。具体的には学校教育課長である私が、本年度は担うこととなります。ご審議をお願いします。

(教育長)

先ほどありました、組織の改編について、関係の規程を変更するものでありますが、この件についてご質問等ございましたでしょうか。

第25号議案について承認してよろしゅうございましたでしょうか。

(委員 承認)

(教育長)

ありがとうございます。それでは続きまして、第26号議案の、白杵市文化財保存活用地域計画作成協議会の設置について、文化・文化財課の説明を求めます。

(文化・文化財課長)

それでは議案書の8ページ9ページをご覧ください。第26号議案、白杵市文化財の保存活用地域計画作成協議会の設置について、白杵市教育長に対する事務委任規則第1条第2号の規定に基づき、議決を求めます。

この計画につきましては今年度から2ヵ年で策定する予定ですが、9ページの理由に書いておりますが、白杵市に所在する指定・未指定の文化財を適切な方法で保存管理・活用を図るため、文化財保護法第183の3に基づき、本市の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な計画を作成し、文化庁長官の認定を申請したいということです。

この設置要綱の概要について説明させていただきます。第1条ですが、白杵市文化財保存活用地域計画作成協議会を設置するにあたり、必要な事項を審議するため、白杵市文化財保存活用地域計画作成協議会を設置することとしています。

所掌事務につきましては第2条で、1・地域計画の方針に関する事項、2・地域計画調査実施の方法等の技術的指導に関する事項、3・前各号のほか、地域計画策定に関する事項となっております。

第3条の組織につきましては、委員を8名以内で組織することとしております。任期については2年としております。

以下ご一読していただきたいと思っております。以上で説明を終わらせていただきます。

(教育長)

文化財保存活用地域計画の作成協議会の設置について、これは令和3年度と令和4年度にかけて保存活用計画を作ることというふうになっておりますので、本市も協議会を設置したいということでもあります。何かご質問等ございましたでしょうか。

それでは、第26号議案については承認してよろしゅうございましたでしょうか。

(委員 承認)

(教育長)

ありがとうございます。続きまして、第27号議案の白杵市文化財保存活用地域計画作成協議会の委員の委嘱について、文化・文化財課の説明を求めます。

(文化・文化財課長)

それでは第27号議案、10ページ11ページをご覧ください。白杵市文化財保存活用地域計画作成協議会委員の委嘱についてです。白杵市文化財保存活用地域計画作成協議会委員を委嘱することについて、白杵市教育長に対する事務委任規則第1条第1項第16号の規定に基づき、議決を求めるものです。

これは先ほど説明しました地域計画作成にあたり、委員を委嘱したいということです。10ページの方に作成委員の名簿を載せておりますけれども、資料編の13ページに詳しい名簿が記載されていますので、ご覧ください。任期につきましては、令和3年5月1日から令和5年7月30日までとしております。以上で説明を終わります。

(教育長)

作成協議会の委員の任命ということですが、委員は8名以内ということで、6名を当面は委嘱をしたいということでもあります。

1番から5番までは専門的な立場でご意見をいただく方に、今度活用という部分が入ってきますので6番目に、地域おこし協力隊でもありました三中西篤さんに入って頂くということで、広い知見からご意見をいただこうということで、当面6名でスタートしたいということですが、この件についてご質問等ございましょうか。

それでは、第27号議案についても、承認してよろしゅうございましょうか。

(委員 承認)

(教育長)

ありがとうございます。続きまして、第28号議案の、白杵市歴史資料館運営委員会委員の委嘱について、文化・文化財課の説明を求めます。

(文化・文化財課長)

それでは、第28号議案、12ページをご覧ください。白杵市歴史資料館運営委員会委員の委嘱について、白杵市歴史資料館運営委員会委員を委嘱することについて、白杵市教育長に対する事務委任規則第1条第1項第16号の規定に基づき、議決を求めるものです。

これにつきましては今年度の異動に伴いまして、大分県立先哲史料館長をされていた大津さんから三重野さんに変更されたためと、社会科教育部会の小学校部会が野田さんから樋口さんに交



代したため、その2名について改めて委嘱するものです。

任期につきましては前任者の残任期間となりまして、令和4年7月31日までになっております。資料編の14ページ15ページの方に、詳細な名簿と運営委員会の設置要綱を記載しておりますので、ご覧ください。以上で説明を終わります。

(教育長)

歴史資料館の運営委員であります。役職指定で、退任をされた方がいらっしゃるということで、今回2名追加で先哲史料館の三重野先生、それから南野津小学校校長の樋口哲司先生が、役職指定ということで委員になっていただくということですが、ご質問等ございましょうか。

それでは第28号議案についても、承認してよろしゅうございましょうか。

(委員 承認)

(教育長)

ありがとうございます。続きまして、第29号議案の、白杵市文化財調査委員会委員の委嘱について、文化・文化財課の説明を求めます。

(文化・文化財課長)

それでは第29号議案、13ページをご覧ください。白杵市文化財調査委員会委員の委嘱について、白杵市教育長に対する事務委任規則第1条第13項の規定に基づき議決を求めるものです。

下の方に名簿を載せておりますけども、理由につきましては、今回委員の任期が満了となりまして、引き続き委員を委嘱する必要があるためです。委員の名簿につきましては資料編の16ページで、文化財保護条例を17ページに記載していますので、ご覧ください。今回、全員の方再任ということでお願いする予定をしております。以上で説明を終わります。

(教育長)

任期満了に伴いまして、新しい委員さんを委嘱するものであります。全員7名再任ということになります。この件について、ご質問等ございましょうか。

第29号議案についてもご承認いただけましょうか。

(委員 承認)

(教育長)

ありがとうございます。それでは、第30号議案の、白杵市図書館協議会委員の任命について、社会教育課の説明を求めます。

(社会教育課長)

議案の15ページをご覧ください。第30号議案です。白杵市図書館協議会委員の任命について説明いたします。白杵市教育長に対する事務委任規則第1条第13号の規定に基づき、議決を求めます。

下に名簿を載せておりますが、新たに3番の平川満代氏が、退職校長会より選任されております。任期につきましては、令和3年5月1日から令和5年4月30日の2ヵ年となっております。

理由については、白杵市図書館協議会委員の任期が満了となり、引き続き任命する必要があるためとなっております。資料編の19ページをご覧ください。19ページに年齢性別を記載した名簿と、その次のページに条例を添付しておりますので、ご覧ください。

以上で説明を終わります。

(教育長)

図書館協議会委員の任命であります。何かご質問等ございましたら。

(佐藤委員)

1点質問いたします。前年度のこの図書館協議会委員なんですけども、白杵市PTA連合会から1名任命されると思うんですけど、今年度は無しということで、4名でしょうか。

(社会教育課長)

はい。PTAの方のご都合もございまして、今回は4名の選任となっております。

(佐藤委員)

はい、わかりました。あともう1点、追加ですけど、6号の報告なんですけど、読書のまちづくり推進委員のPTA連合会の代表の方なんですけど、これは所属名称は保護者代表になってますけど、正しくは白杵市PTA連合会代表ということなんで、総会がまだ開催されていないので、また人は変わると思うんですけども、所属名称は、白杵市PTA連合会代表、で間違いはないでしょうか。

(社会教育課長)

ご質問にお答えいたします。昨今のPTAの問題もございまして、表記を変えさせていただいております。

(佐藤委員)

資料編と報告(議案)と、所属名称が違ったので、聞いてみたんですけど。わかりました。ありがとうございました。

(教育長)

その他、ご質問等ございますでしょうか。

それでは、第30号議案については、承認してよろしゅうございましょうか。

(委員 承認)

(教育長)

ありがとうございます。字句等の間違いについては、きちんとしてしたいと思います。

#### 4. 教育施策に係る報告について

(教育長)

それでは教育施策に係る報告についてであります。事務局から今回報告はございませんが、委員の皆様方からご意見等、教育施策に関わることについて何かございましょうか。

(佐藤委員)

1点ご質問します。中学校の体育大会の開催の日なんですけれども、野津地区はもう数年前から9月から5月に開催時期を変更ということで、今年度から白杵地区も9月から5月に開催というふうになりましたが、この理由を教えてくださいなと思います。

今年度から、次年度もその次もずっと5月開催でいくのか、今年度だけなのかというのと、野津地区が9月から5月に移行したその理由もわかりましたら教えてくださいなと思います。小学校は変わらず9月で良いんでしょうか？ 以上です。

(学校教育課長)

佐藤委員のご質問にお答えいたします。中学校の体育大会が、委員ご指摘のように今年度から、5中学校とも5月22日、春に移行されました。

県下では春に行っている中学校がかなりの数あります。理由は県下の中学校も白杵の中学校も同じなんです。2学期に文化祭という大きな行事がある関係で、年度の二大行事になる体育大会と文化祭が、同じ2学期に行うのは変更した方がいいんじゃないかという大きな意見が一つと、あともう一つ、体育大会の取り組みを通して年度当初の仲間づくりに役立つんじゃないかと。

その大きな二つの意見のもとで、県下で春の体育大会が行われていたんですが、白杵市においてもその形を取ろうという状況です。小学校については変更がありません。やはり小学校は、準備等の関係で、2学期開催が妥当だと判断してと思っています。

なお小学校においても中学校においても運動会体育大会は、学校行事ですので、市教委として、特段指示したという状況にはありません。以上です。

(佐藤委員)

わかりました。開催時期が9月ということで、すごい暑い時期なんで、その練習中に熱中症で生徒が倒れた、そういう報告があって変更したのかなとちょっと思ったので、わかりました、ありがとうございます。

(学校教育課長)

その理由もあると思います。

(教育長)

今、学校教育課長が申しましたように、小学校の場合は暑い9月に実施をいたしますので、気候が変動して、昔のように涼しくなるのがちょっと遅いんで、それも考えたんですが…。以上3点挙げられるかなというふうに思っています。

今のコロナの状況なので、学校現場でも緊密に連携を図りながら、5月22日開催ができるかどうかについては、先日の教頭会・校長会でも、お話をさせていただきました。

また変更になる可能性もありますので、委員さん方、休みの日ですけど、昨年度も、ずっと回っていただけの方は回っていただきました。またご連絡をしたいというふうに思っています。

その他、教育施策にかかるところでご質問等ございましょうか。

(佐藤委員)

もう1点追加で質問していいでしょうか。GIGAスクール構想のタブレットの活用についてなんですけど、先日、子供が、活用のルールということでプリントを持って帰ってきたんですけども、学校の協議で、何か紛失・故障があったときは保護者に補償を求めると書いてたんです。ま、もったもたと思うんですけど、その購入した会社の保証とか、アフターサービスとか、アフターメンテナンスですね、そういうのは予算に組み込まれてるのかどうかを聞きたいのと、あと、このタブレット端末、生徒一人一人に卒業まで使用するという事なので、この取り扱いについて、学校で保管するのか、先生がまとめて保管するのか、それとも生徒一人一人自宅に持って帰っていいのかとか、そこら辺がちょっとわからなかったので教えてください。

(学校教育課参事)

佐藤委員のご質問なんですけども、先日保護者あてに、タブレットの取り扱いについての留意点とお願いの文書を配布させていただきました。今後、昨年度はコロナの関係とか、災害による長期休業、学校がないという期間がどれぐらいになるかとか、あるかということも含めて、まだわかりませんが、自宅に持って帰るということも想定しながら内容をお知らせということになりました。学校内では、管理としては電源の充電が必要になりますので、帰る時に、電源キャビネットに格納して、夜の間には充電をするということで昼間はもう充電しなくても、1日分の使用量は足りるので、夜は鍵がかかる電源キャビネットが各学校に台数分ありますのでそちらに格納して充電をしてい

ただくということになります。

それで家庭に持って帰った時を想定しますと、どうしても先生方とかの管理ができませんので、各家庭で、タブレットの管理をしていただくということになろうかと思えます。通常の使用であれば、他の家電製品とかとも同じなんですけども、製造者責任ということで1年間は無償ですとかですね。使用者が、適正な使用でない場合ということで、無いと思いますけどわざと落としたりですね、故意にやった場合は一応保護者の負担を協議させていただくということは書かしていただきましたので、そういうことも大事に扱うということも教育の一つかなと思います。

セキュリティに関して、特段ウェブを見る上でのフィルターをかけておりませんので、使い方によっては有害なサイト等に行く可能性があり、それは今ちょっと検討中です。もう特定の、宿題をするソフトのみ使用できるように制限をかけるか、自由にウェブをするか、ちょっと他市の状況も踏まえて今、検討中ですけども、通常の課題だけであれば、今入っているロイロノートという学習用のソフトの中だけでありますと安全に使用することができますので各家庭で使用していただけるものと思っております。

管理については、他市とか有料無償の分でそのような制限をかけるとか、どういう活用するかによっても、またレベルに応じてですね、入れるソフトを選定するとか、それを有償であれば予算を取るとかですね、今後いろいろ、その課題の扱いによってまた変えていくと、レベルを上げていくということになりますね。

当面はセキュリティ研修を児童生徒に一通りですね、こういうことをすると危ないよと、便利だけど反面、こんな危ない面がこういうのはあるんだよということを学ぶ研修っていうか、場を一応したいと思っております。それが終わるまではちょっとセキュリティ的にリスクがありますので、ちょっと制限をかけさせていただくかもしれません。以上です。

(教育長)

よろしゅうございますか。

(佐藤委員)

はい。ありがとうございます。

(教育長)

当面は、学校の中で使うということで。去年の3月4月5月のように、学校全体が困るということは今のところなさそうなので。万が一(感染者が)出た場合は、その学校を止めるとか、3日間止めるとか、そういう措置でありますんで、5月6月については、まず使い方をしっかり確認をした上で、徐々に宿題を持って帰らせてやって、ロイロノートスクールで先生に提出をします。少しずつグレードを上げていって、いずれは、いつでも持って帰ったりいろいろできるような形になろうかと思うんですけど。現時点ではゆっくりスタートしたいというふうに思っています。

(佐藤委員)

わかりました。

(教育長)

その他には？

(村上委員)

今佐藤委員がおっしゃってたようにタブレットを壊したら保護者負担ですよっていうお話だったんですが、それに対する保険の加入とかは、保護者さんとかには進めてるんでしょうか。賠償責任保険ですね。

(学校教育課参事)

先ほどの佐藤委員のご質問にもありました、通常の使用で壊れた場合は原則、教育委員会で修理をします。業者の方で調べてもらって、通常の使用であれば、原則、教育委員会で負担をします。保護者の方をお願いする可能性があるということは、先ほど言いましたけど、誤ったというか、通常使用ということにならない場合についてなんですけども、保険のあっせんはしておりません。ですので各家庭の保険とか、そういうことなんですけども、現状としては予算取りもしておりませんので、対応はしておりません。

(村上委員)

その通常の扱いというのがですね、子供さんによって随分違うと思うんですよ。おとなしい子供さんもいれば元気の良すぎる子供さんもいて。元気の良すぎるお子さんとかは、それをパッと投げるのが通常であったりとか、ソファの上に置いてるのに気づかずに座ったりとかですね。それだけでもうタブレットって壊れる可能性が高いので、もしあれなら各家庭は多分子供さんの傷害保険とかかけてると思うんですけど、かけてない方もおられるでしょうから、そんなに高価なものでもないの一番安い保険でいいので、賠償責任保険がついてる保険をですね、勧めるか、今一度ご家庭でかけてる保険を見直すようにとか一言付け加えてあげた方がのちのち、その保護者側からは「言ってくればよかったのに」というような結果になるのではないかと私は思うんですけど。

(学校教育課参事)

はい。ありがとうございます。私どもも、どういった保険があるかとか、金額とかですね、研究させていただいて、お知らせした方がいいということであれば、保護者の方にお伝えしたいと思います。ただ、投げたらいけないよとか、上に座ったらいけないよとかですね、そういうところも具体的に示せるかどうかというのを併せて検討すべきかなと思うんですけど。もう大人の場合だったら一般常識的という言葉で済ませるところが子供さんにはちょっとわからない、というところは確か

にあると思うんですけども。それは検討させていただきます。

(村上委員)

ぜひ、保護者にあんまり大きな負担が掛からないように考えてあげて欲しい。

(学校教育課参事)

保護者の方からもお子さんに、公共物の一つなので、大事に使うんだよということは、当然教育・指導はしていただきたいと思っていますので、その辺も含めてお知らせのあり方を検討したいと思います。

(村上委員)

よろしくお願いします。

(教育長)

県下初めてのことでありますので、いろいろ研究しながら、今言われたことも加味して、子どもたちの安心安全に使えるような形に持っていきたいと思います。どうぞよろしくお願いします。ありがとうございました。

その他ございましょうか。

(委員 発言無し)

(教育長)

それでは、教育施策に係る報告については終わりたいと思います。

## 5. 教育予算について

(教育長)

次に教育予算についてですが、これも今回事務局からの報告はございません。委員の皆様方より、教育予算に係る部分について何かご意見等ございましたら、お出しただければと思います。

(委員 意見無し)

(教育長)

それでは教育予算については終わりたいと思います。

## 6. その他

(教育長)

それでは、「6. その他」に入ります。

まず、国宝白杵磨崖仏保存活用計画書について、文化・文化財課の説明を求めます。

(文化・文化財課長)

白い冊子とペーパー1枚をお配りしていますのでそれをご覧ください。この国宝白杵磨崖仏保存活用計画書につきましては、昨年度の補助事業で策定したことになります。

詳細につきましては文化財管理室長の神田の方から説明させていただきます。

(文化・文化財課総括課長代理)

文化・文化財課神田でございます。では国宝白杵磨崖仏保存活用計画の策定について簡単に説明させていただきます。

この保存活用計画は、文化財保護法にのっとり、適切な文化財の保護そして活用といったところを担保するために計画書を作り、その計画書に載っているものについては国庫補助の対象にしようというものです。

そのためにこの計画書の中には第1章から第8章までそれぞれあるわけですが、この中に今問題になっていること、石仏の保存について問題になっていること、それをこれからどう解決していくかということについては第6章あたりで書いております。

第7章では、この石仏をどうやって活用していくかということについて書いております。特にですね、これは神田委員の方にも後で個人的にお伺いしたいんですけども、今までは磨崖仏の風化劣化というものについては主に自然的な作用、気候の変動、凍結、風害水害、そうしたものだだったんですけども、新たに生物被害、生物しかも動物の糞害といいますか、建物の中で糞をして、それによって建物の中の設備を傷めたりとか、それとか磨崖仏そのものを損したりとか、そういう危険性が生じてるんで今後どうやって対策をすればよいのかということまで書いております。

計画期間につきましては令和3年度から13年度までの10年間に及ぶもので、また10年後には現状に応じて、これを改正していくということです。特にこの中で、白杵市の中でもこの計画書の内容で意思統一をして、今、白杵磨崖仏の保存にふさわしい観覧時間、特に冬季は朝早く開けると凍ってしまいますのでそれを防ぐためにちょっと開館時間を遅らせようとか、そういうこともこの中で定めております。また内容は85ページにわたるものですので、よろしかったらお帰りになってまたご熟読していただき、ご質問等あればまた改めて文化・文化財課の方にお問い合わせしたいと思います。以上です。

(教育長)

保存活用計画書が策定されましたので、見ていただきまして、何かご意見等ありましたら、担当



課の方をお願いしたいと思います。神田委員の専門的なご意見を、また個人的にご教示いただければありがたいと思います。

担当課も私も1年ずっと見てたんですけど、着生生物の除去であったりとか、これまた専門家にお願いするんですけど、部分的にやって、こうやっていくとまたこっちが生えたりとか、冬の間はずっと、職員が朝行って、夜は閉めていただいて、それも気温を測りながら、要は、浸み出た水が凍って、膨張して石を破壊することがないように、もう毎朝、寒い間ずっとやっていただいて、もうそれだけかなり気を使いながら国宝磨崖仏を守っているという状況であります。この後もしっかり守りながら、また活用も今度の保存活用計画の中でうたい込んでいくということになります。またご意見等ございましたら、どうぞよろしくをお願いしたいと思います。この件について終わってよろしゅうございますか。

(委員 了承)

(教育長)

では次に、白杵市教育委員会第1回学校訪問について、学校教育課の説明を求めます。

(学校教育課長)

令和3年度白杵市教育委員会第1回学校訪問について、日程表をお配りしていますのでご覧ください。

白杵市教育委員会では、年間2回の学校視察を実施しております。昨年度は、第1回目はコロナの関係で実施できませんでしたが、現段階では第1回目を今年度は実施しようと考えています。

目的は、その学校長の学校経営状況の確認、また、児童生徒学級の状況の視察としています。日程は別紙のとおりです。委員さん方それぞれの都合がもちろんあるかとは思いますが、学校行事等の関係から、記載の5月12日から24日の5日間とさせていただきます。各曜日・日時に、集合出発時間を記載していますが、白杵市役所本庁舎前の正面玄関に市の公用車を停めておきますので、この時間に出発できるように集合をお願いします。委員さん方は、市役所の駐車場に1日車を停めておくという原則ですが、もし途中で帰られる場合等は自家用車等で一緒に移動しても構いません。

この表の一番下に訪問校での流れを簡単に記載していますが、授業参観を各学級3～4分ずつ、学校長からの説明を10分以内。そのあとに5人の委員さん方から、1人当たり3～4分程度で感想をお話していただきます。学校は、委員さん方の感想やご意見をもとに、学校経営を継続させていったり、修正を行ったりしますので、お願いします。

なお、この授業参加についてなんですけど、一般のPTAでもそうなんですけど、児童生徒に話し掛けない、また私も訪問者の1人ですが、10人程度が教室に入りますので、訪問者同士で話をしない、授業の邪魔にならないような参観をお願いします。

あとその他の連絡を、3点させていただきます。1点目は欠席の場合なんですけど、学校側の準

備がありますので、この日に参加できないとか、もしあれば私までご連絡ください。学校へは私から連絡をします。欠席の場合、連絡をお願いします。

2点目は、給食についてです。給食の試食を行います。北中・野津中・川登小・佐志生小となりますが、中学校の給食は270円。小学校はちょっと量が少なめで240円。フル参加していただきますと1,020円になりますので、訪問期間中に私の方まで1,020円、もし部分的に欠席する場合は金額が変わりますが私の方までお願いします。

3点目です。この訪問資料ですね、各学校長に学校経営方針等の提出を求めているんですけど、今日までにまとめることができませんでした。18小中学校分を私が冊子にして、資料をまとめますので、直前で申し訳ないんですけど5月10日、ゴールデンウィーク明けをめどに自宅の方に届けさせていただきたいなと思っているので、お願いします。以上です。

(教育長)

例年行っています学校訪問であります、昨年度はコロナの影響でこの時期できませんで、ちょっとまた状況が今少しずつ悪くなっている、また急遽変更になる可能性もありますが、お仕事の都合等見ていただいて、予定を調整していただければと思います。今課長からあったように部分的に参加も可能でありますので、仕事のスケジュールを確認していただいて参加の可否を課長の方まで、よろしく願いいたします。この件について何かご質問等ございますでしょうか。

(村上委員)

すいません今ちょっと骨折中で、これはその日までには治るだろうと自分で思っているんですが、もし治らなかったときには、車椅子とか動ける学校はあるんでしょうか。

(学校教育課長)

村上委員のご質問にお答えいたします。本格的にバリアフリー、エレベーターが完備されているのは福良ヶ丘小学校と野津中学校のみです。ただ、村上委員の参観がしっかりできるように、車椅子ごと運ばせていただきます。

(村上委員)

ありがとうございます。最悪のときは1階の教室だけでも見させていただきます。

(教育長)

最大限の対応をさせていただくということで、(村上委員は)ご無理をなさらないでください。この件について、終わってよろしゅうございますか。

(神田委員)

学校訪問、去年もやってませんが、実数を見ると今年の方が状況としては(陽性が)1人、ス

テージでいうと3を超えてるものが4項目中2項目あるような状況で、ウイルスって人が動かなければ動かないものなので、やっぱりそこは少し考慮された方がいいのかなと思う点が1点あるのと、それともう一つは、これとは関係ないコロナの件なんですけど、午前中のコロナの関連の会議でもあったかもしれませんが、ワクチネーションの優先順位について、高齢者、あくまでワクチンを打つのは、うつらないためではないので、重症化しないということではありますが、なんか打ったらうつらないって思ってる人もいると思うんですがそれは全く違う考え方で、重症化しないのでおじいちゃんおばあちゃん打とうっていうのはわからないでもないです。

でもそのあとの一般市民に向けた時の優先順位を各自治体で決められてる自治体もあるようなので、例えば学校の先生がかかってしまえば学校運営ができなくなるので、やっぱりこう優先順位を、市の中でも、教育委員会としては、学校の先生方の優先順位もしくは幼稚園・保育園の優先順位を上げなければいけないのではないかなと思ってます。特に先生は対面が30対1になる可能性もあるし、大きな問題。養護教諭に至っては、来た子供はもしかしたら、何らかの障害を持っていてマスクをしたがらない子だったりする可能性もあるし、そのリスク配分を考えて教育委員会としては教育現場において、一般市民に打つ前の優先順位を訴えるべきじゃないかなとは一瞬思いました。

そこところが1点、コロナについては教育委員会の訪問について1点、ワクチネーションの優先順位について1点。もう1点は、先ほどタブレットの件で出ましたが、iPadである以上、アップルの製造者責任がありますが、これアップルケアっていうのが多分最初の段階でオプションなしで付いていて、アップルケアプラスっていうのが多分有料で付くんです。それを購入した業者さんが加入されてるかどうかの確認がまず最初ではないかなあとは思ってますので、そこをお答えいただくとも分、今日はもう全然いいんですが、1回調査していただいた方がいいんじゃないかなとは思ってます。以上3点でした。

(教育長)

ありがとうございます。特に教育委員会の学校訪問については慎重に判断をしたいと思います。例えばステージ3に上がるとか、今言われたように病床の利用率については3、だから新規感染者については4でありますので、今日また同じような数が出たりすると、2から3にはもうすぐ上がるだろうという想定のもとで今日コロナの対策会議をしましたし、市役所職員については、このゴールデンウィーク中の所在をはっきりするように、昨年も実は、コロナの対策会議このゴールデンウィーク中にやりましたし、私もこっちに詰めて市長・副市長と連絡しながら、市内もずっと見て回ったりして、確か5月4日か5日に対策会議をしたと思います。もう今年も間違いなく、この期間中に対策会議が開かれると思います。今アドバイスいただいた部分については、しっかりやっていきたいと思えますし、ワクチンの接種についても今高齢者のところまでにははっきり大体のところできてるんですけど、それ以外のところはまた今後、であります。また、今の意見も参考にさせていただきたいと思えます。ちょうどコロナのワクチンの件については神田委員から特別にご意見いただこうと思っていたので、大変ありがとうございます。細心、最大の配慮をしたいと思います。

す。

今日の午後、白教研の総会がありますので、全体は一堂に会しての会議ではないんですけど、ちょっともう挨拶の内容をガラッと全部変えて、このゴールデンウィーク中の子どもたち、特に中学校の部活動について、再考して欲しいというお願いをしようと思いますし、この会議の後に、関係課、教育委員会だけでちょっと集まって課内会議をして、また関係の団体ですね、市民会館とか公民館を使う団体もありますので、特段どうしてもということについては仕方ないと思うんですけど、感染防止対策の徹底をもう一度再度お願いしようというふうに思っています。

学校関係については、先日もステージ2に上がった時点で通知文は出してますし、一番気になる体育館の使用ですね、それについても今日、発出をします。学校現場からのクラスターは起きないように精一杯やりたいと思います。どうぞよろしくをお願いします。

その他ございましょうか。

(村上委員)

先日、ヤングケアラーというものが大変話題になってたんですけど、子どもさんが家族の、病気のおじいちゃんおばあちゃんのお世話をしているとかが弟妹の世話をしている、自分が家庭学習する時間が削られるとかですね、そのヤングケアラーというものを白杵市では把握してるんでしょうか。

(学校教育課長)

村上委員のご質問にお答えいたします。児童生徒の虐待とか、ネグレクト系とかそういったもの全般に関して、いろんな各課が絡んでいるので、月に2回のペースで、教育委員会を含めて情報交換会をもって、白杵市内の支援が必要な児童生徒の共有を図っている会を持っています。その中でいろんな事案が上がってきているんですけど、現段階では、介護の関係で学業に支障をきたしてるっていう事案は目にとまっていない状況があります。

(村上委員)

全校の児童生徒に、家庭の中で介護・お手伝いをしているかとか、子守をしているかとか、そういうふうなアンケートをとったりとかしてみたらいかがでしょうか。その介護をしているのか家のお手伝いをしているのかがすごく難しいとは思うんですけど、この問題って。兄弟が多いおうちとかは大きい子が下の子の子守りをするのは当然という、私も昔ながら当然してきたんですけど今はそういうのがちょっと問題視されたりとかしてるので。本人がその自覚してるかしてないか分からないですけど、家で病気で寝ているおじいちゃんおばあちゃんのお世話をしていますかとか、弟妹のお世話をしますかぐらいの軽い感じでも、ちょっと聴き取りとかアンケートぐらい取ってみた方が、もしも重要事案に繋がってて見落としてたりとかした時の為に、ちょっとした方がいいんじゃないかなっていうふうに思いました。

(学校教育課長)

学校ではいじめ事案等の早期発見等を主な目的として、定期的にアンケートを、学校生活家庭生活全般に関するアンケートをしてるので、そういった際に声かけ等しながら把握に努めていきたいと考えます。

(村上委員)

ありがとうございます、お願いします。

(教育長)

その他ございましょうか。

(安東委員)

コロナと学校についてなんですが、昨年全市一斉休校されたと思うんですが、先ほど教育長さんの話の中で、一斉に止めるのではなくて個別に、多分発症したところを止めるというような考え方で、もちろん市中感染になれば一斉休校はやむを得ないと思いますが、個別に考えるというような解釈でよろしいでしょうか。

(教育長)

委員のご質問にお答えしますが、基本的には今、感染が拡大してる市町村の様子を見ると、発症したクラスを止めてる事例が多いんですけど、今大分県では、実は一昨日も児童生徒の感染がありましたけど、三日間学校を止めると。大分県の場合、今のところ学校を止めるということで、これは一つは人権的な視点から、子どもが特定されないような措置もあるんだらうというふうに思いますし、学校の中、子供が動きますんで3日間で全教職員と、保健所の指導をいただいて消毒する、その期間を考慮すると学校3日間止めるということで、今のところは動いています。なので、先日の校長会教頭会でもその確認をしまして、兄弟がある場合は小学校も関係の小学校を止める、というようなことであります。現在濃厚接触等については2週間待機ということもありますので、そのルールで今のところ市内、詳しい話はちょっとあれですけど、動いていただいています。なので、おかげさまで今のところは広がってないという状況があるんですけど、さっき神田委員が言ったように、ちょっと今回は状況が違うというふうに思っていますので、いつ何どきという覚悟はしておかないといけないし、タブレットについても、ロイノートについては、かなり学校現場で使ってますんで、もしかしたら緊急出動でそこに課題を入れ込んで持って帰らせるとか、場合によってはペーパーを持って帰らせるいう形も想定をしておいてくださいとお願いしたところでもあります。今のところはその学校を3日間止めるということで対応していきたいと思っています。

(安東委員)

それともう1点よろしいでしょうか。大型連休に入って、先週途中ぐらいまでは前半は大分県内落ち着いていて、高校生も県外遠征とかいろいろ組んで、週明けになってもう県外との交流は駄目だと、行くのも迎えるのも駄目だということで、中学生もそういう可能性があらうかと思えます

んで、連休中のあり方について、また時期が迫っていますので、お示しいただければと思います。

(教育長)

ありがとうございます。実はこの後、関係課長を集めて、教育委員会所管の貸出条件も全部調べていますので、中止もしくは延期のお願いもですね、今日ちょっと少し強いメッセージは、市の方からも出ますので、それをフィルターにかけていただいてご判断をいただくと、所管の、例えば、5月1日の白桦っこガイドの研修とか、5月5日の白桦っこ学芸員の、これについてはもう延期を決定いたしました。県外のチームを呼んでの親善大会とか、そういう外部の機関で施設を使うとかいうところについてこの後洗い出していますので、すべてそのルールに則って、1回主催者に、この状況でどういう形でやられますかの確認はしたいと思っています。それを全部吸い上げて、またコロナ対策室が一覧表で出すというようなことであります。特に中学校、中体連の前で、かなり練成大会とか組んでいるので、十分注意をしてくださいというふうに、注意をしたいと思っています。聞くところによると県外から呼ぶのはもう中止になったとかいう情報がどんどん入ってきてます。どうしてもするというのであれば、細心の注意を払い、感染防止対策をしっかりやってくださいと徹底をしたいと思っています。この後、関係の会議を開きたいと思っています。ありがとうございます。

(安東委員)

もう1点。最悪学校を止めたり、究極の感染症対策になると思うんですが、コロナ禍で自宅の時間が多分増えるだろうと思います。自宅で過ごすあまり、読書の習慣はもちろん続いていると思うんですが、運動不足体力の低下ということは先日新聞でも出てたと思います。その辺の両立を、市としても健康長寿を目指すということなので、思春期までの運動が長寿に直結するという研究が今どんどん出てきてますんで、コロナ禍でタブレットで勉強をやる、或いは、運動は1人でやらなきゃいけない、ひと気のない公園でやるとか、そういったスポーツ・運動というところも忘れないように、子どもたちに提供していただければと思います。よろしくお願いします。

(教育長)

ありがとうございます。昨年度の通知文の中にもそのことを入れていますし、もう学校によっては休み中のこういうふうに体動かしましょうという動画を作ってアップしたり、子どもたちに学校登校した後にそれを教えて、家でやりなさいという学校もかなり出てきてます。勉強と運動と、もしそういう状況になれば、また昨年度と同じような取組みをしたいと思っています。ありがとうございます。それでは、以上でよろしゅうございましょうか。

(委員 意見無し)

(教育長)

これもちまして4月の定例教育委員会を閉会いたします。